

## 安撰和歌集 积教部攷

### — 积教部の概観及び、現存本文の問題点についての検討 —

† 但馬貴則

#### 一、はじめに

本稿は、筆者が現在取り組んでいる「東密系积教歌の研究」の一環として、東密安祥寺流の僧侶の歌をもつぱらとした私撰集である『安撰和歌集』（以下「本集」）の积教部についての検討を試みようとするものである。筆者がこの歌集を採り上げるのは、安祥寺流が修学に徹したという点で東密でも屈指の流派であることから、その行者たちの詠作を集めた歌集であれば、東密の积教歌の特徴もより明確に知られるのではないかと考えたことに因る。本稿ではまず安祥寺流（以下「安流」）及び本集の全体像について言及した上で积教部（卷十九、二十）の作者、配列及び歌の題材などを概観し、底本に由来する誤写や錯簡の可能性にも言及する。次いで現存する积教部の本文から窺える問題点を挙げ、その点を安流の動向とも関連付けつつ考察してゆこうとする。なおテキストは、原則としてもっとも祖本に近い高野山三宝院本の片仮名本文を用い、歌番号については『新編国歌大観』第六卷所収の本文へ

のそれに従うこととする<sup>(1)</sup>。

#### 二、東密安祥寺流及び本集についての概略

##### 二―一、安祥寺流について

「安祥寺流」は東密小野流の一流派で、勤修寺流、随心院流と合わせて「小野三流」とも呼ばれ、「醍醐三流」（三宝院流、理性院流、金剛王院流）とともに小野流の「根本六流」を形成している。当初は山科の安祥寺領内にある西安祥寺（大勝金剛院）を拠点としていたが、南北朝後期以降その法流は高野山の宝性院で伝えられるようになった。本項では、本集の撰者が西安祥寺時代の安流の最後の正嫡たる興雅（撰集段階では少童の「愛代丸」）であることや、次項で述べるように、本集の残欠本が宝性院で発見せられたことなどを踏まえて、

† 大阪産業大学 全学教育機構 非常勤講師

草稿提出日 6月14日

最終原稿提出日 6月14日

流派の濫觴から、その拠点が宝性院に移るまでの流れを箇条書きで記すこととする。すなわち以下の通りである<sup>(2)</sup>。

・東密小野流の正嫡の範俊の瀉瓶であった嚴覺(勸修寺長吏)の附法弟子の一人である宗意(一〇七四―一一四八)が「安祥寺流」を興した。

・宗意は安祥寺の座主でもあったが、宗意瀉瓶の実嚴は寺領内の西安祥寺にあって法流のみを継承し、以降は山科安祥寺の寺領は勸修寺が管掌するようになった。

・実嚴から興雅に至るまでの安祥寺流正嫡(後述)は、いずれも宮中真言院における太元法(太元帥御修法)の別当職を務めた<sup>(3)</sup>。

・寺領を持たず、事相の理論化<sup>(4)</sup>などの教学研究に徹した流派であり、山科時代の経済的基盤は太元別当職や、鎌倉安祥寺―成嚴瀉瓶の良瑜(九条兼実の孫)に始まる傍流で、鎌倉幕府との関係が強かった―、九条家などとのつながりが中心だった。

・宝性院の宥快が興雅(十一代正嫡)から安流を受法して瀉瓶となった年(永和三年(一二三三―一二三七))に、太元別当職の座が安流から理性院流へと移り、その後の安流は基本的に宝性院を拠点とするようになった。

## 二―二、本集の概略

### (1) テキストについて

本集の写本は複数存在するが、いずれも享保十九年(一七

三四)の弘法大師九百年忌の際に、宝性院の蔵で「安流末資」たる実詮が発見した残欠本―この発見によってはじめて本集の存在が知られた―の、実詮自身による写しを祖本としている<sup>(5)</sup>。その残欠本は従来、「卷十三の断片と思しき恋歌四十首と、卷十四以降の七卷(恋二、雑三、釈教二卷)四百三十首の、合計四百七十首から成る」ものと見なされている(『和歌大辞典』四〇頁など)が、高野山日光院本―三宝院本を平仮名表記にした上で内容別に再構成した写本―の原本を作成した多聞院覚如に拠ると、卷十四以降にも歌の欠落などの問題が認められる<sup>(6)</sup>ということである。

### (2) 成立過程について

これについては卷十八末尾の四首―本集全体の結語としての性格を有する―及び、後年の興雅の興書の奥書から窺い知ることができる(以下、引用箇所への傍線はすべて筆者による)。

#### ○卷十八末尾の四首

ヨミヲケル哥ヲカキアツメ侍テ実教卿ノモトヘツカ  
ハシケル時、ツ、ミガミニカキツケ侍シ

愛代丸法名興雅

ヲロカナルコ、ロヒトツニオモヒガハサゾウタガタモハ  
カナカルラン(三七二)

此集エラビ侍ルベキヨシ、門主ノイサメアルニヨリ  
テ、ハッカリナガラオモヒタチ侍テ、序ナドオモヒ  
ツバケ、フルキイマノ人々ノ哥ドモカキアツメテ、

コノ集ノナカニキヲ実教卿ノモトヘツカハシテミセ  
アハセ侍シニ、哥ドモアマタエラビノゾキテ返シ侍  
シ時、「ワカノ浦ニマジルモクヅヲカキステ、玉バ  
カリコソヒロヒアツムル」ト侍シ、返シニ  
ワカ浦ニヒロハム玉ノスガタヲモ人ノミガケルノチニコ  
ソシレ(三七二)

此集オモヒノゴトクナルベキヨシノイノリ、心ニカ  
ケ侍シコロオモヒツケ侍シ 法印隆雅

ヲノヅカラ心ヲヨセバ玉ツシマヒカリヲウツセワカノ浦  
ナミ(三七三)

スミヨシノ松ニコタヘテ千世マデモフキモツタヘヨワカ  
ノ浦風(三七四) (六二丁裏〜六三丁裏)

#### ○興雅の奥書の冒頭部分

此安撰集事、まさに先師の貴命に随はんとし、まさに数  
奇の懇志に依らんとし、十五歳より三箇年に至る。或は  
神明権者の詠吟を尋ね、或は古今貴人の和哥を集め、千  
首を撰して一部を終ふ

(日光院本 五三丁表の訓点に従つて私に書き下した)

\*以下、漢文の箇所引用は、訓点がある場合は書き下し  
て記すこととする。

右の記述の傍線箇所から知り得るところをまとめると、次の  
ようなものとなる。

・本集は隆雅(十代正嫡)が、少童の愛代丸に命じて編纂さ

せた歌集で、愛代丸が十五歳の時から三年をかけて歌千首  
を集め、かつは自ら序文をも認めたものに、富小路実教(貞  
和五年(一一三四)九月七日寂『和歌大辞典』四〇四頁)  
が歌の取捨選択を行うことで完成を見た。

・(三七三番歌に見える隆雅の僧位を信頼するのであれば)隆  
雅は元徳二年(一一三三)に法印に叙し、康永三年(一一三四)  
八月二十六日に権僧正に転じていることから(7)、愛代丸  
が隆雅から歌集の編纂を命ぜられた時期は、隆雅がいまだ  
法印であった康永三年八月以前ということになり、それゆ  
え、集の完成年代の下限は貞和三年(一一三四)と見なす  
ことができる。

#### (3) 享受について

本集の末尾(九〇丁裏)には興雅の花押とともに次のよう  
な記述が見える。

此安撰集雙紙上下二帖為當寺鎮守宮法樂奉納御殿内畢為  
後記之 金剛仏子興雅

右のくだりから、本集がその成立後は西安祥寺の鎮守宮に奉  
納せられていたということが知られる。その残欠本が宝性院  
で発見せられたのは、宥快の安流継承以降に本集がその他の  
聖教類とともに移管せられたためと思われる(8)が、(1)でも  
言及したごとく、享保年間の残欠本発見までその存在すら知  
られていなかったということから、本集は西安祥寺と宝性院  
のいずれにおいても、基本的に安流関係者以外の者の目に触

れる機会はなかった—あるいは、宝性院への移管以降は宥快のみがその存在を知っていたか—とも考えられるのである。ただ興雅の奥書に拠ると、本集は後光厳帝と後円融院の叡覽に供したとのことでもあるので、ここではその叡覽の實際を、本集享受の具体例として見てゆくこととする。

○後光厳帝

叡覽時期は応安二年（一三六九）六月から同年十一月までである。この年の七月（高野山大学図書館所蔵の『血脉 興雅記』七三丁裏には「七月廿日」とある）に、興雅は帝に師の隆雅への大僧正贈位を奏聞し、かつはその位を賜っていることから、本集の叡覽もそれと関連付けてのことかと思われるが、この叡覽を興雅は望外の喜びとし、帝方の関係者に対して次のような消息を送っている。

…スコシモエイラム候ハ、チヨクセムニテ候ハムズレ  
バ、世ノスエマデノキボ、コレニスギ候ハジトゾムジ候

（八六丁裏）

ここから興雅がこの叡覽について、「本集が帝の叡覽に供したことは、勅撰集に準ぜられたも同然であり、安流にとつては末世までの名譽（＝規摸）となる」と考えていたことが知られるのである<sup>9</sup>。そして返却に際し、帝は裏紙に本集を称えた御製を二首記している。以下にその御製及び興雅の返歌を挙げる。

雲ノウヘニキコヘアゲツルワカノ浦ナミ／＼ナラヌ名ヲ

ヤノコサム

ヒロヒオクコトバノ玉ノカズ／＼ニツタフル法ノヒカリ  
ヲゾミル

←（興雅の返歌）

コ、ノヘノ雲ノウヘマデフキアゲノワカノ浦風世ニヤキ  
コエム

アツメラクコトバノ玉モ法トミル君ノテラセバヒカリヲ  
ゾマス （八七丁裏／＼八八丁裏）

本集の残欠本を実詮が書写し、かつは流布させたのも、右の御製二首の存在に因るところが大きかったようであり、実詮自身も識語において

…実に法門の庭訓、密家の模範なり。いはんや叡覽を経、  
宸翰の御製二首を賜ひ、法威の重き、すなはちかくのご  
ときなり （九一丁表）

と記した上で、残欠本の総歌数を「四百七十二首」（九二丁表）  
としている—興雅の返歌は含めていない—のである。

○後円融院

叡覽時期は永徳二年（一二三二）六月から同年九月までとなるが、院は進上の段階ですでに本集に高い評価を与えている<sup>10</sup>。すなわち以下の通りである。

ナニヨリモコノシユ、マヅ／＼オモシロクモヤサシウ、  
イタクカ、ルタメシ候ハジトオボシメシ候。ウルハシク、  
ジヨノ心ニヨロヅミエテ候ヤウニ候シ。御スギハ候マジ

ク候。御心ザシノイタリ、タメシナク候 (八九丁表)

この観覧の時期には、すでに安流の正嫡の座は興雅から宥快へと移っており、西安祥寺の聖教類も宝性院に移されつつあったと思われる<sup>(8)</sup>が、本集の返却に際しての院の勅書に

…カタノメデタク候。御ウタノ事モセムジャニイソギ  
オホラレ候ベキニテ候ト申シテ候 (九〇丁表)

とあることから、この観覧には興雅が関わっていたと知られ、それゆえ本集の原本は、永徳二年までは西安祥寺に蔵せられていた可能性が高いとも考えられるのである。

### 三、釈教部の概観

本集の釈教部は卷十九、二十の二卷九十七首から成る。かように二巻を費やしていること<sup>(11)</sup>及び、前章第二項(2)で言及した卷十八末尾の四首が、本集全体的な実質的な結語となっていることから、この釈教部は本集においては独立性の強い、特別な意義を有した存在であったと知られる。また本集は、前章でも言及したように享保年間に残欠本として発見せられたものであるが、それに基づく「実証写本」の本文については、前章第二項(1)で言及した歌の欠落の他、日光院本の識語において覚如が

…此冊子、従来片仮名書にてありしゆへ、其かなの上下  
さだかに詠がたく、かつは歌にたづさはざる人の写せ  
しにや、書あやまりすくなからず (五七丁表)

と記すように、誤写も多数存在するようである。その内容としては、覚如が言うところの「仮名の書き誤り」や、原本の綴じ紐が切れたことに因る錯簡などを考えることができるが、とりわけ釈教部には錯簡に由来するであろう配列上の問題を明確に認め得るのである。そこで本章では現存テキストに拠ってまずは釈教部の作者について見てゆき、次いで釈教部の配列及び歌の題材を挙げる。その上で歌の欠落及び錯簡の可能性について言及し、錯簡と思しき箇所については可能な範囲で復元案を示そうとするものである。

#### 三―一、入集歌人について

ここでは本集の釈教部に入集している歌人を「安流の歴代正嫡」「安流以外の東密関連の高僧」「安流の附法弟子及び少童」の三点に分けて挙げてゆくこととする。

##### (1) 安流の歴代正嫡

これは初代の宗意から十一代の興雅(本集では少童の愛代丸)までとなり、興雅詠を除いても全歌数の約七割―残欠本全体でも約五三パーセントとなる―を占める<sup>(12)</sup>。以下にその僧名と『安祥寺血脉』に基づく僧位、入集歌数を活動年代順に挙げる。

・宗意(初代 権律師 流祖) …二首(残欠本全体では三首  
〔以下同様〕)。  
・実厳(二代 権律師) …十首(十一)。  
・頼信(三代 阿闍梨) …九首(二三)。



・成巖(四代 法印) …十四首(四七)。

・寛海(五代 法印) …七首(二四)。

・兼恵(六代 権僧正) …三首(九)。

・寛伊(七代 権僧正) …三首(二四)。

・成恵(八代 大僧正) …八首(三八)。

・光誉(九代 大僧正<sup>13</sup>) …五首(二七)。

・隆雅(十代 権僧正〔贈大僧正〕) …六首(四二)。

・興雅〔愛代丸〕名義 十一代 権僧正 …三首(十三)。

(2)安流以外の東密関連の高僧

これについては高祖弘法大師及びその弟子(最澄を含む)の他、小野流の高僧及びその附法(安流の附法をも含む)の歌が該当する。以下にその名を活動年代順に挙げる。なお僧位はすべて本集の表記に基づき、覚法以下の附法記録は『安祥寺血脉』に拠って示した。

・弘法大師 …四首。

・伝教大師(最澄) …一首。

・高岳(真如) 法親王 …一首。

・仁海(僧正 小野流祖) …一首。

・巖覚(大僧都 宗意の師) …二首。

・寛信(法務 勤修寺流祖 巖覚附法) …一首。

・覚法(高野御室 仁和御流流祖 範俊附法) …一首。

・覚性(紫金台寺御室 日本総法務 実巖附法) …二首(四)。

・道宝(大僧正 勤修寺長吏 良瑜附法) …三首(八)。

・道意(大僧正 仁和寺 光誉附法) …一首(三)。

(3)愛代丸(興雅) 以外の安流の僧侶及び、少童

これについては、巻十九の後半に見える「十戒」に関する歌が中心となる。以下にその名を、釈教部の登場順に挙げる(僧位及び附法記録については(2)に準ずる)。

・有誉〔有誉〕とも 権少僧都 隆雅附法 …三首(七)。

・成雅(少童の「千喜久まろ」名義 興雅附法〔後述〕) …

二首(十三)。

・政恵(阿闍梨<sup>14</sup> 光誉附法) …一首(五)。

・幸範(権律師 隆雅附法か〔一九五番歌の詞書に拠る〕) …

…一首(八)。

・淳恵(権少僧都 隆雅附法) …一首(四)。

・加加まる(少童) …一首(七)。

\*光誉、隆雅の時代か(六〇、三四〇番歌の詞書に拠る)。

・英宣(法印 隆雅附法か) …一首。

\*正平六年(一一三二)の後七日御修法(御修法長者は隆雅)の記録に「英宣権少僧都」の名が見える(東寺百合文書web 函3―40「真言院後七日御修法請僧交名」ことに拠った)。

三―二、現存テキストに拠る配列及びその題材について

ここでは以下に、釈教部全九七首の配列及び歌の題材を挙げる。なお勅撰入集詠については歌集名と歌番号(新編国歌大観第一巻に拠る)とを附すこととする。

○卷十九

三七五～三八〇：弘法大師関連詠（この六首のみ左註を有する<sup>(15)</sup>）。

三七五～三七七、三八〇：弘法大師詠。

三七八、三七九：大師の（結縁灌頂）弟子たる最澄、附法たる真如法親王の詠。

\*三七五：新勅撰五七六、三七六：風雅一七八八、三七八  
…新古今一九二〇、三七九：続千載九二八（弘法大師詠とする）。

三八一～三八九：金胎両部<sup>(16)</sup>及び『菩提心論』の詠。

三八一：金剛頂経への讃。

三八二～三八七：大日経住心品。

三八八、三八九：菩提心論。

三九〇～三九九：一品経（法華経）詠。

\*三九一：新後撰六一四。

四〇〇：般若心経。

四〇一：文殊菩薩。

四〇二：縁覚乘。

四〇三～四一一：十重禁戒。

四一二：観無量寿経。

四一三：金光明経。

\*四一三：続拾遺一三七四。

四一四：瑜祇経。

四一五：光明真言。

四一六：『秘蔵記』の「華蔵世界」（＝現世浄土・密厳仏国）。

四一七：即身成仏。

四一八：大日如来。

四一九～四二三：五智。

○卷二十

四二四～四三三：密教観法詠。

四二四：阿字観。

四二五～四三三：月輪観（四三〇と四三一は一品経〔後述〕）。

\*四三〇：続後撰六二二。

四三三、四三四：真言宗を「諸宗最頂」とする詠。

四三四～四四九：伝法詠。

四三四～四三六：伝法。

四三七～四三八：師弟の贈答。

四三九～四四五：小野流の伝法。

四四六～四四九：弘法大師以来の法流を高野山と関連付けて詠んだ歌。

\*四四四：新拾遺一五二二、四四七：続千載九八八。

四五〇：真言宗を「諸宗最頂」とする詠。

四五一：禅宗批判。

四五二～四五八：東密の基本姿勢。

四五二、四五三：如実知自心。

四五四～四五七：現世を仏の世界と観ずる立場。

四五八：真言行者の心がけ。

四五九～四六四：諸尊闍連詠。

四五九：千手観音。

四六〇、四六一：愛染明王。

四六二～四六四：聖衆來迎。

\* 四六二：続千載一〇二七。

四六三：続千載一〇二八・一〇二九。

四六五～四六七：白淨信心。

四六八：如実知自心。

四六九：禪宗批判。

四七〇：如実知自心。

四七一：自身を束密の正嫡とし、法流の伝承を願う詠。

三―三、歌の欠落及び錯簡、誤写の可能性について

ここでは残欠本文における歌の欠落及び錯簡、実証による書写の段階での誤写の可能性が考えられる箇所を挙げ、後者については可能な範囲で本文の復元案を示すこととする（配列面で意図的な改変がなされていると思しき例については次章で採り上げる）。

(1) 歌の欠落があると思しき箇所

欠落の可能性のある箇所は、卷十九の「十戒」詠（四〇三～

四一一）である。そこには隆雅による「不殺生戒」「不誹謗

三宝戒」の歌に挟まれる形で「不偷盜戒」「不邪淫戒」「不妄

語戒」「不飲酒戒」「不説他過戒」「不慳貪戒」の合計八つの戒を詠んだ歌が置かれており、残る「不自讚毀他戒」「不瞋恚戒」を詠んだ歌が存在しないのである<sup>(17)</sup>。

(2) 錯簡、誤写の可能性を認め得る箇所

この例については複数存在するので、それぞれを歌番号順に紹介し、可能な場合は筆者による復元案を太字ゴシックで提示することとする。

i、四一一

・詞書が『観無量寿経』の引用であることから、浄土信仰関連の歌群（四六二～四六四）との連続性を認めることができる。

ii、四一三

・詞書が『金光明経』に拠ることから顕教経典詠と見なし得る。内容面で連続し得る歌はなく、あるいは、一品経詠群（三九〇～三九九）の前後に置くのが妥当か。

iii、四三〇、四三二

・「月輪観」詠群に置かれているが、「沈まぬ心月輪」を「自心の内なる仏性」ではなく、「靈鷲山に常在する釈迦」とする点で、明らかに「一品経（寿命品）詠」である<sup>(18)</sup>。

←（復元案）

寿命品方便現涅槃而実不滅度ヲ

愛代丸法名典雅

イリヌトテナシトモイハジユキメグルソラハイヅクモオ

ナジ月カゲ（三九四）

法務寛信嚴覺附法



イリヌトモオモハザラナム月カゲノワシノタカネニトオ  
クテラセバ(四三〇)

仏舍利ヲ礼拜シタテマツリ侍テ 大僧都嚴覺

コノ玉ニヒカリハナガクトメヲキヌイデ、イリニシヨハ  
ノ月カゲ(四三一)

法印寛海

キエヤスキイノチトナニカオモヒケムカギリナキゾトノ  
リニトクナリ(三九五)

iv、四三三、四三四と四五〇

・真言宗を「諸宗最頂」とする詞書を有する点で一括し得る。

v、四五一、四六九

・作者がともに成巖で<sup>(19)</sup>、詞書に「教外別伝」とあること  
から一括し得る。

vi、卷二十後半の「心」を詠んだ歌

・四五二〜四五八と四六五〜四六八、四七〇が「如実知自心」  
を詠んだ歌として一括し得る。

vii、四五九

・法華経普門品(観音経)を詠んだ歌であり、三九七〜三九  
九とのつながりが認められる。

←(復元案)

普門品ヲ

権少僧都兼恵

イリガタキ御法ノ道トナゲク身ニアマネキ門ヲキクゾウ  
レシキ(三九七)

千手観音ノチカヒヲオモヒ侍テ

前権律師宗意

カレハツルエダニモ花ノサクナレバコノミホトケトナリ  
モコススレ(四五九)

弘誓深如海

権僧正寛伊

ヲノヅカラフカキチカヒヲワタツ海ノチイロノソコニタ  
トヘテゾシル(三九八)

心念不空過

法印成巖

ヲシナベテクルシキ海ニヒクアミノスクウチカヒニナニ  
カモルベキ(三九九)

四、**残欠本における釈教部本文改変の可能性について**

本集釈教部の本文には、前章第三項で採り上げたような問  
題の他、後年になってからの歌及び詞書の増補、さらには配  
列の変更などといった可能性を認め得る箇所が存在する。そ  
こで本章ではその点について考察を試みることにする。

四―一、**後年の歌の増補**

これに該当する例は「千喜久丸」の二首(四〇五、四二六)  
である。この作者は前章第一項(3)でも述べたように僧名を「成  
雅」とし、『安祥寺血脉』では興雅の附法の筆頭に置かれた  
上で「僧都 補太元阿闍梨」と記されている(二一丁表)が、  
隆雅以前の附法記録にその名は見えないことから、興雅の許  
で出家してかつは太元法も受法した可能性が高くあるいは  
「入室」か、それゆえに興雅の愛代丸時代に成立した本集  
への入集は考え難いということになる<sup>(20)</sup>。またその二首は、

配列面からも増補の可能性を認めることができる。すなわち、四〇五番歌は前章第三項(1)でも採り上げたように「十戒」を詠んだ九首中の一首となるが、この歌群は四〇三番歌の詞書に

十戒ノ哥ヲ人々ヨマセ侍シツキデニ不殺生戒ノ心ヲ

法印隆雅

アツサユミヤヲモハナタデシカノコエカイヨトキケバタ

モツナリケリ (六九丁表裏)

と見えるごとく、隆雅とその弟子(少童を含む)の歌をもつばらとしているのである。さらに言えばこの歌群においては、基本的に一つの「戒」に一首が対応するのであるが、以下に示すように、千喜久丸詠を含む「不偷盜戒」は二首収められている。

不偷盜戒ヲ

権少僧都有誉

梅ノ花イロヲヌスメル雪ニダニ心ハマドフ物トシラズヤ

(四〇四)

千喜久丸法名成雅

ヲノヅカラアダナル花ノヒトエダモアルジュルサデタヲ

リヤハスル (四〇五)

(六九丁裏)

右の二首のうち、四〇四番歌の作者である有誉については『安祥寺血脉』に「隆雅の正入室であったが早世したために興雅が瀉瓶となった」旨が記されており(二一〇丁裏)、そのことと、成雅が(肴快を除く)興雅の筆頭弟子であったことを考え合

わせると、この配列には「隆雅と興雅との、それぞれの筆頭弟子の歌が並ぶように改変した」という可能性を認めることができるのである。そして四二六番歌は月輪観を詠んだ歌群の中にあるが、他の月輪観詠が前章第二項(3)で挙げた寛信(宗意と同じく嚴覺の附法)及び安流の歴代正嫡の歌で占められているのに対し、千喜久丸詠のみが少童の歌になっているのである。かような配列上の問題の他、四二六番歌は内容面でも不自然さを認め得る。すなわち

月輪観ノ心ヲ

法印寛海

オホヅラノ月ノヒカリヲミルホドニ心ノウチニウツリヌルカナ (四二五)

人ノ法門ヲ月ニタトヘテイヒ侍シニ

千喜久丸法名成雅

アキラケキ月ノヒカリニタトヘテゾマヨハヌ道ヲ人ニシラスル (四二六)

題不知

法印成嚴

ナガキヨノヤミニマヨハヌコトハリハミノリノ月ノヒカリナリケリ (四二七)

(七三丁表裏)

のごとく、前後の歌が「心月輪が澄むことによる自身の悟り」を詠んでいるのに対し、千喜久丸詠は「悟りを得た後の」衆生救済」を詠んだものとなっているのである。以上に見てきたような「活動期間」「歌の配列及び内容」という点から、千喜久丸の二首は後年の増補の可能性が高いと言いうことがで

きるのである。

#### 四―二、後年の詞書の増補

これは二例を挙げることで、いずれの詞書も長大なものとなっている。一つは「隆雅による愛代丸への称讃」を詠んだ四三七番歌（愛代丸の返歌〔四三八〕を伴う）である。

前大僧正成恵、童ニテ侍ケルトキヨリ不動尊ニ帰シ  
タテマツリ侍ケルニ、イトケナシトイヘドモソノウ  
ツハ物ナリトテ、寛海法印十九布字法ヲサツケ侍ケ  
ルニ、アルトキコノ法印ヤスミテコノ少童ニ腰ウタ  
セケルニ、スコシマドロミテ侍ルニ、不動明王ノコ  
シヲウチ給ケレバ、オドロキテミルニコノ少童ナ  
リ。又此法印マドロムヤウニシケレバマサニ明王コ  
シウチ給ケリ。タビくカヤウニ侍ケレバ、法印フ  
シギノオモヒヲナシテ此少童ニコトノヨシヲタツネ  
ケルニ、十九布字法ヲ腰ウチナガラ暗誦シテ侍リツ  
ルトコタヘケレバ、法印コノフシギノヤウヲ少童ニ  
カタリテ、サマくニ称美シ侍ケリ。シカルニ愛代  
モ、イトケナカリシヨリ此明王ニフカク帰シタテマ  
ツリケレバ、彼成恵大僧正ノ例ニマカセテ、門主法  
印十九布字法ヲサツケテ侍シニ、愛代不動明<sup>マ</sup>ニ現  
ズルヨシ、門主アル夜ユメニミ侍テ彼祖師ノ佳例ニ  
カナヒテ、法ヲウクルシルシヲアラハシヌルヨシ、  
サマく随喜シ侍シツイデニ 法印隆雅

法ヲウクルシル<sup>シ</sup>ライマモアラハスハフルキアトヲヤ人  
ノツタヘム

返シ

愛代丸法名興雅

心ニテ法ノシルシヲアラハサバフルキアトヲモツタヘザ  
ラメヤ  
(七五丁表く七六丁表)

右の詞書の要旨は

○成恵は少童時代から不動明王に帰依しており、その機根を認めた寛海から十九布字法を授かった。成恵がその法を暗誦しながら寛海の腰を叩いていたところ、まどろんだ寛海の夢の中で不動明王が己の腰を叩いていた。寛海はこの不思議な体験を成恵に話し、かつは成恵を称えた。そしてかかる故事と同様の事例が隆雅と愛代丸との間でも起こったので隆雅は愛代丸の機根を称え、かつは愛代丸とともに歌を詠んだ。

というものとなるが、これには二つの問題点が存在する。第一は少童時代の成恵が寛海に仕えていたとするくだりである。すなわち、成恵と西安祥寺とのつながりは、文永三年（一二二六）に兼恵から最初の灌頂を受けたのが始まりで（『血脉 興雅記』七三丁表）、また寛海の記録が残っているのは太元別当を最後に勤めた正嘉元年（一二二七）までである（『安祥寺血脉』一四丁表）ことから、この「寛海」はむしろ「兼恵」とあるべきところであり、それゆえ「寛海」表記は、実詮による残欠本の誤写か、あるいは後年の増補ゆえの誤記の可能性

性を認め得るのである。第二は詞書における愛代丸の扱いである。引用部の傍線箇所のように、「寛海が成恵を称えた」とく、隆雅が愛代丸を称えた」旨を入集させるということは、撰者たる愛代丸がいまだ出家前の身でありながら、自らを「大僧正成恵」に比し、かつは称讃することにつながるのでもまず考えられないのである<sup>(21)</sup>。以上の二点のうち、とりわけ後者からこの詞書は、(おそらくは贈答全体を含めて)後年に「高僧としての興雅」への敬意を有する者が増補した可能性が高いと言ふことができるのである。

いま一つは成恵による四四〇番歌で、これは本来無関係の資料を詞書の前半に補ったと思われる例となる。

白河院御時、コトニ密宗御帰依ノ御心サシモフカク  
マシ／＼ケルニ、匡房卿ナドイフ賢者才人ドモヲメ  
サレテ種々ノ御サタヲヘラレテ、小野権僧正範俊ハ  
曼荼羅寺仁海僧正ノ正統ナルニヨリテ、太元法ノ大  
事、与立剣輪法ナドイフ秘密口傳ヲモソコヲキハメ  
タルユヘニ、此法ノ阿闍梨トシテコレヲツトムベキ  
ヨシヲオホセクダサレ侍ケルニ、範俊ソノトシノ真  
言院御修法ヲツトメケルユヘニ、太元法ヲ良雅阿闍  
梨ニサツケ侍テ此両箇ノ大法ヲ師弟ナラヒテツトメ  
ケル事、ソノ例マレニゾ侍ケル。又権僧正寛伊ハ、  
彼小野権僧正範俊ノ嫡流ナルユヘニ、太元法、与立  
剣輪ナドノ奥藏ヲモキハメ侍テ、此法ノ阿闍梨ヲモ

数代相續ノ重職ニ居シテ、太元法ヲモトシヒサシク  
オコナヒ侍ケルニ、又真言院ノ秘法ヲモツトムベキ  
ヨシオホセクダサレ侍ケレバ、成恵大僧正ノ法印ニ  
テ侍ケル時、太元法ノ秘事口伝ヲノコルトコロナク  
サツケ侍テ、師匠ノ寛伊僧正ハ真言院法ヲオコナヒ、  
弟子ノ成恵法印ハ太元法ヲツトメ侍テ、イマ又師弟  
ナラビテコノフタツノ秘法ヲツトメケル事、マコト  
ニアリガタクオボヘ侍ケレバオモヒツゞケ侍ケル  
タグヒナキムカシノ小野ノアトウケテイマモカハラヌ道  
ヲフルカナ  
(七六丁裏／＼七七丁裏)

右の詞書の要旨を挙げると次のようなものとなる。

○かつて小野流の正嫡であつた範俊が、白河院より太元法を勤めるよう命ぜられたが、範俊は後七日御修法阿闍梨を勤めることが決まっていたため、弟子の良雅に太元法を伝授して勤めさせ、結果的に師弟で同年中に二つの大法を修めるといふ希有な事例となつた。その範俊の嫡流である寛伊は太元法を受法し、かつは太元阿闍梨を勤めてもいたが、後七日御修法を勤めることになつたため、弟子の成恵に太元法を伝授して勤めさせた。これは範俊と良雅との事蹟に匹敵するという点で、滅多にないほど素晴らしいことである。

寛伊は永仁三年(一一九五)に御修法阿闍梨を勤めており、成恵は正応三年(一一九〇)から正安二年(一一三〇)まで

太元別当を勤めたので、詞書の内容自体は事実に基づいてい  
ると言うことはできる<sup>(22)</sup>。しかしながら右の引用における  
傍線箇所は、実厳が治承五年（一一八一）に太元別当職を得  
ようとして認めた上奏文の一部であつて、寛伊と成恵の師弟  
とは本来無関係なくだりなのである。以下にその上奏文を宥  
快の『実語鈔』（増福院旧蔵の写本高野山大学図書館所蔵）  
から書き下して示す。

…安祥寺の実厳阿闍梨奏聞して云く、真言相承の中には  
小野を以て規模とす。就中太元法に於いては、小野の僧  
正範俊の流を以て修せらるべき也。其の故は白河院の御  
時、太元法陵遅有るに依て、知法の輩を撰ばるる時、江  
中納言匡房奏聞せられて云く、太元法の中には与立劍輪  
の秘事有り。かの秘事を知るの輩を以て阿闍梨職に補せ  
らるべき云云。よりて範俊僧正に相尋ねらるるの処に、  
範俊、件の法の与立劍輪の事、能く習ひ伝ふるの由奏聞  
せらる。よりて範俊これを勤修すべき由仰せ下さるるの  
時、範俊申されて云く、範俊已に宗の長者となる。先例  
長者となる輩、いまだ此法を修めず。しかれば弟子良雅  
阿闍梨において件の法を授けて、これを謹修せしむべき  
由申上せらる。よりて良雅を以て太元阿闍梨に補せられ  
畢んぬ

ここに範俊僧正の寫瓶の弟子、嚴覚僧都なり。嚴覚の寫  
瓶、宗意律師なり。宗意の寫瓶、実厳なり。しかるに、

件の法を知る輩を相尋ねらるるは、実厳その仁に当れり。  
誰か機にあらざと謂ふ  
(五三丁表～五四丁表)

この記述から実厳の上奏文の主意は、傍線を附した「真言宗  
の正統は小野流である。実厳は宗意の瀉瓶であり、範俊以来  
の小野の正嫡であるから、太元阿闍梨を勤めるのに最適任で  
ある」というところにあり、それゆえ、寛伊と成恵とに関す  
るくだけは後付けであるということにもなる。さらに言えば  
この成恵詠は以下に示すように、寛伊から成恵への安流の伝  
法に際して寛伊が詠んだ四四四番歌への返歌と見た方が、内  
容的にも自然なものとなるのである<sup>(23)</sup>。

前大僧正成恵二宗ノ大事ノコリナクサツケ、アトノ  
事ナド申ヲクトテ  
権僧正寛伊

タノムゾヨミノリノコマラス、メテモアトニマヨフナ小  
野ノフル道  
野ノフル道

←（返シ）

タグヒナキムカシノ小野ノアトウケテイマモカハラヌ道  
ヲフルカナ

以上の点から四四〇番歌の詞書は、「寛伊と成恵の師弟が揃つ  
て東密の二つの大法を勤めた」ことを讃え、かつは太字ゴシツ  
クで示した箇所のように「安流こそが太元阿闍梨を勤めるの  
にふさわしい法流である」ということを示すために、実厳の  
上奏文を用いて新たに増補せられたものと見なすことができ  
るのである。



## 四一三、配列の改変

前章ではもっぱら錯簡と思しき配列の例を採り上げたが、ここでは意図的に配列の変更がなされたと思しき例を見つけてゆく。それは釈教部の卷末詠たる四七一番歌である。

真言法身ノ如来ヨリコノカタ我身ニイタルマデ嫡々

相承シ侍テ、二十代血脉サラニタユル事ナケレバ、

ユクスエモ法流ノヒサシクツタハルベキコトヲオモ

ヒ侍テ

権律師実嚴

ワレマデニハタチニナリヌユクスヘハヨロヅ世フトモ法

ハタエセジ

(八三丁裏〜八四丁表)

この歌は、同じく実嚴による同様の詞書を有する四四六番歌、すなわち

高山ニ水アリトイフ事ニヨソヘテ、高祖ノ御法流ノ

嫡傳ヲウケヌルコトヲオモヒ侍テ

権律師実嚴

ウヘモナキタカノ、山ノ、リノミヅフカキノコヲバ我ノ

ミゾシル

(七九丁表)

との間に連続性が認められ、それゆえ、四三五番歌から始まる「伝法」関連詠群の一部とするのが配列的にも妥当かと思われる。また、右の二首の詞書に見える、実嚴を「真言法身(「大日如来」)や「高祖(「弘法大師」)の正嫡とする立場は、後白河院が九条兼実の奏上に依って、実嚴を「弘法大師の正嫡」と見なした勅書に基づいている。いまそれを『血脉 興雅記』の実嚴に関するくだりから引用すると、以下の通りである。

勅問あり。月輪関白兼実奏し申す。実嚴はほぼその法器を知る。弘法大師の流には彼の右に出づべき者の无きか。

即勅筆に云く、兼実に勅問あり。勅に答ふ。実嚴は真言

相承においては彼の右に出づべき者の无く、弘法大師の

正嫡なり

(七一丁表裏)

この記述から兼実及び院の実嚴への評価は、実嚴の真言行者としての資質の高さに由来するものであったことが知られる。それゆえ四七一番歌は、四四六番歌などともに伝法詠群の一首とせられていたのであれば、その真意は「師の宗意から安流を授かつた我が身が『大師の正嫡』と見なされたことへの喜び」というものとなることから、あくまでも実嚴一人に限定せられた評価を題材とした歌と言うことができるのである。一方で残欠本のごとく四七一番歌が卷末に置かれると、その意味合いは大きく異なり、あたかも「安流は弘法大師の直系、すなわち東密の(唯一の)嫡流である」と公言するがごとき印象を与える結果となる。それはこの歌が、釈教部全体の巻頭詠たる弘法大師詠(三七五)と対比せられるためである。

法性ノムロト、キケドワガスメバ有為ノ波風タ、ヌ日ゾ  
ナキ

此哥ハ弘法大師、トサノムロト、イフ所ニテヨマ  
セ給ウケル (六四丁表)

この大師詠は東密的に解するのであれば、「室戸での虚空蔵



求聞持法による悉地を詠んだ歌」ということになる。それは具体的には『三教指帰』序文の「阿国の大滝の嶽に攀ぢ躋り。土州の室戸の崎に勤念す。谷響を惜しまず。明星来り影す」(『定本弘法大師全集』第七巻 四一頁)のようなものとなる<sup>(24)</sup>が、これを四七一番歌に対比させると、詞書に「ユクスエモ法流ノヒサシクツタハルベキコトヲオモヒテ」とあることから、「釈教部が真言宗八代正嫡たる大師の最初の真言法成就を詠んだ歌で始まり、二十代正嫡の実嚴の、宗の嫡流たる安流の恒久的な繁栄を願う歌で終わる」ということになる<sup>(25)</sup>。もともと東密においては小野流、広沢流を問わず、自流の代数を真言八祖から数えるのであって、実嚴のみが「二十代」というわけではない<sup>(26)</sup>。それゆえ、かかる姿勢の表明は興雅がまだ愛代丸であった時代にはあり得ず、応安四(一二三二)年及び六年(一二三三)に後光嚴院が興雅に賜った勅書―安流を東密の正統とするお墨付き―によつてはじめて可能になるのである。以下にその勅書の記述を『安祥寺血脉』から引用して示す。

…(応安) 六年後光嚴院の御煩を(興雅が)加持奉りし時、病日を送らず歛然として平癒す。又同年の勅書に曰く、大師の正統を撰ばしめ、最上の秘法を修せらる。ひとへに天下太平を祈り、武家擁護をすと。又前の四年の勅書に曰く、且つは朝のため、かつは法のため、東寺の一宗を訪ね、南池の両門を捜して高祖の嫡流を撰ばしめ、

秘法を修せしむ

(二〇丁裏―二二丁表 『実語鈔』にも見える) 以上の点から四七一番歌を釈教部巻末に置く配列は、応安四年以降の改編と見なすことができるのである。

#### 四―四、考察 ― 釈教部改変に関する仮説―

以上、釈教部における後年の改変の可能性のある箇所、具体的には

- ・ 興雅の附法弟子である成雅(千喜久丸)の歌の増補(四〇五、四二六)
  - ・ 隆雅による愛代丸への称讃(四三七)
  - ・ 成恵詠の詞書への実嚴の上奏文を用いた増補(四四〇)
  - ・ 「東密の(唯一の)嫡流たる安流」という主張(四七二)
- について見てきたが、ここではかような改変を行った人物及び、改変の動機について考察を試み、現時点で考え得る仮説の提示を行おうとする。

まずは改変をなし得る人物であるが、本集に関わり得るといふ条件の下では、第二章第一項にも記した通り、撰者たる興雅及び、安流の拠点を高野山宝性院に移した宥快の二人のみということになる。このうち興雅には、後光嚴帝及び後円融院の叡覽について奥書に記すなど、本集に関わる活動が明確に認められる一方で、宥快には本集に関する活動の記録が、管見の範囲では一切存在しないのであるが、筆者は改変の内容から宥快をもってその当事者と見なすものである。以下に

その理由を記す。

I、興雅には改変がなし難いと考える理由

①四三七番歌の詞書のように、少童の愛代丸が自らの機根を称讃することになる歌を入集させることはまず考えられない。

②安流のみをもって東密の嫡流とする姿勢（四七一）は応安四年の後光厳院の勅書以降に初めて可能となるが、その二年前に本集は後光厳帝の叡覽に供し、さらには御製を賜っているため、叡覽に携わった興雅が集の内容に手を入れることはまずあり得ない。

③御製を賜る以前であれば興雅にも改変はなし得るが、その段階での興雅には、太元別当職（四四〇）千喜久丸の二首も当てはまるか）や安流の正統性を主張する必然性がない。

II、宥快を改変の当事者と見なし得る理由

①宥快は興雅の入室ではなく、高野山で興雅の高名を聞き及ぶに至って受法を願うようになったのであり、以下に挙げる『安祥寺相承由来』の記述からも分かるように、興雅に対して強い敬愛の念を抱いていたことが知られる（四三七）。

三国伝来し、嫡々継来せしは、ただ安祥寺の一流なり。これに依りて宥快、当流の受法の志、年来懇切なり

（高野山大学図書館所蔵の写本 四丁裏）

（興雅からの安流の受法後）恐悦の余り歎喜の涙数行袖を潤す。若しは夢か、夢ならば覚めて後は悔やむべし。

感悦の余りに迷惑せしむ

（同 十丁表）

②宥快は『実語鈔』<sup>(27)</sup>の「五 安祥寺流大師正統事」で「安流が東密の正嫡であること」「太元別当職は安流にこそ相応しいこと」を主張している（四四〇、四七一、千喜久丸の二首も、成雅が太元法を受法していることから該当するか）。

…安祥寺流十殊勝の事

一 相承殊勝

弘法大師より第十一代の資嚴覺大僧都に至るは、嫡々稟承して異途なきか。嚴覺、灌頂を範俊より受けし時頂戴の五鈷杵、并に大師已来唯授一人の口伝等、尽くもつて宗意律師に渡し了んぬ。それより以降、灌頂の大事、諸尊の口伝、師資寫瓶他面を看みず（以下略）

（四八丁裏～四九丁表）

六 太元殊勝

後白川院御時、太元の阿闍梨職、実嚴律師に撰補せられてより已来、当流をもって此法の嫡傳とす（以下略）

（五二丁表）

③後光厳帝の寄せた御製を有する本集に加筆し得るのは、後円融院の帰依を得て、かつは院から御製を賜った宥快のみであり、その宥快には②の『実語鈔』のくだりからも分かるように「太元別当職を安流に取り戻すために安流の正統性を主張する」という動機が存在する。

至徳三（一三八六）丙寅冬、快公（＝宥快）勅を奉じて禁中に修法す。後円融上皇器宇を愛して猶子と為す。和歌を賜ひて曰く、「いのるべきみちにはしばしまよふなよかへるみやまのはなのしらゆき」。快公製に応じて曰く、「まよはじなはなのしらゆきふみわけてみちあるみよをいのるころは」

\* 『紀伊続風土記 高野山之部学侶』より「宝性院宥快伝」〔統真言宗全書〕第三十九卷 三七頁。

如上の理由から筆者は、「本集の原本が宝性院に移った後、具体的には宥快が後円融院から御製を賜った明徳三年（二三九二）以降に、太元別当職を安流に取り戻すための一手段として釈教部本文の変更がなされた<sup>28)</sup>」という仮説を立てるものである。

## 五、おわりに

まずは前章までの検討及び考察の結果をまとめると以下のようなものとなる。

- (一) 本集の原形態の成立時期は、貞和三年（一三四七）以前と考えられる。
- (二) 残欠本として発見せられた本集が流布したのは、後光厳帝の御製が存在したことに因る。
- (三) 本集の釈教部は全二十巻中二巻を割いていること、集全体の結語のごとき歌が巻十八に見えること、安流正嫡の歌が

全体の七割を占めることなどから、独立性の強い、特別な意義を有したものであると知られる。また、発見時の状態及び残欠本を書写した実証が和歌に詳しくなかったこともあって、釈教部にも歌の欠落や誤写、錯簡と見なし得る箇所が見受けられる。

(四) 本集釈教部の本文は成立当初のものと同じではなく、歌及び詞書の増補、さらには配列の変更などといった改変がなされていると考えられる。その改変内容には、「興雅の附法弟子の歌」「愛代丸の機根への称讃」「太元別当職を勤める安流」「東密の唯一の正嫡たる安流」という特徴が認められるが、かかる改変をなし得る人物を想定するならば、興雅の瀉瓶にして安流の拠点を高野山宝性院に移した宥快のみということになる。

次に本集釈教部の性格について「成立段階」と「宥快による改変段階（仮説）」との両面から考え得るところを述べる。貞和年間の本集成立当時、すでに鎌倉安祥寺は滅亡していた<sup>29)</sup>ものの、隆雅は建武五年（二三三八）に東寺二の長者となり、さらには観応二年（一三五二）に宮中真言院の後七日御修法に出仕するなどの活躍を見せていたことから<sup>30)</sup>安流自体ははまだ安定期にあったと言える。そしてかような状況下で編まれた本集が、成立後は基本的に西安祥寺の鎮守宮に奉納せられ、後光厳帝、後円融院の観覧などを除くと対外的な享受がなかったということは、当初の段階

における釈教部の本来的な性格が、たとえば「隆雅の権僧正補任」などを記念して編まれた「自流を讃えることを旨とした内向きの釈教歌群」のようなものであったためではないかとも考えられるのである。一方で宥快による改変を想定した場合であるが、『実語鈔』の記述からも明らかのように、宥快には太元別当職を安流に取り戻すために、安流の正統性―大日如来以来の東密の嫡流たる安祥寺流―を主張する必要がある。その宥快にとって、「安流を東密の正嫡と見なす」勅旨を出した後光嚴院の御製を有する本集の釈教部は、「宥快の主張を裏付ける資料」として重要な意義を有していたと考えることができる。釈教部の改変内容に太元別当職や安流の正統性などが含まれている―四四〇番歌の詞書前半は、あるいは『実語鈔』からの抄出となるか―ことも、その点から説明が可能となるのである<sup>31)</sup>。

なお、「東密系釈教歌としての特徴」や、「教説を用いた個々の釈教歌の解釈」など、釈教部の歌の内容そのものに関わる点については、稿を改めて扱うこととする。

### 註

(1) 釈教部における新編国歌大観本からの変更箇所は以下の通りである。

四〇六：作者名「阿闍梨成恵」を「阿闍梨政恵」に。

四六九、四七〇：作者名「権律師実嚴」を「法印成嚴」に。

四七一：「作者名なし」から「権律師実嚴」に。また、三宝院本は新編国歌大観本より総歌数が一首少ない(四七〇首)が、これは新編国歌大観が底本とした統群書類従本(巻第三百七十一)及び、その底本たる善通寺本が、巻十四末尾に残欠本の一三番歌を九五番歌として記載していることに因る。なお、三宝院本を初めとする本集の写本については拙稿「安撰和歌集本文についての基礎的研究(上下)」―高野山大学所蔵本の検討を中心に―(『大阪産業大学論集』人文・社会科学編 四〇、四一号 以下「拙稿1」)において書誌及び本文の校合結果の報告を行い、さらには作者別索引を附した。

(2) このまとは『密教大辞典』『山科安祥寺誌』の他、平雅行「鎌倉中期における鎌倉真言派の僧侶 ―良瑜・光宝・実賢―」(『待兼山論叢』史学編 四三)、林山まゆり「安祥寺流相承における問題 ―『実語鈔』を中心に―」(『密教文化』二三六)、鍋木紀彦「中世後期の安祥寺流について ―隆快・光意の事跡を中心に―」(『ヒストリア』二五七)などを参照して私に作成したものである(順不同)。

(3) 第三代正嫡の頼真のみ太元別当の補任記録が存在しない(上田進城『山科安祥寺誌』九五頁)。

(4) この点については『密教大辞典』『安祥寺流』の項(四

七頁)を参照。

(5) 拙稿1〔上〕一〜五頁を参照。

(6) 覚如は日光院本の識語で、三宝院本の卷十六に収められている四季詠のうち、夏の歌のみが少ないことに關して「夏の季は欠本の内にあるやらん」(五九丁表)と記している。なお興雅の奥書(三宝院本八五丁表)にあるごとく本集の完本が「全千首」であったならば、一卷あたりの歌数は五十首前後となるはずであり、実際、卷十四、十五、十九、二十はそれぞれ五三、五二、四九、四八首となっているが、雑部(卷十六、十七、十八)はそれぞれ八六、七八、六三首であり、この点でも原形態とは異なる可能性を認め得るのである(本稿が第三章以降で本文の問題を釈教部に限定したのはこの点にも因る)。

(7) 『安祥寺血脉』(写本 高野山大学図書館所収 筆者はマイクロフィルムで閲覧)一九丁裏に拠って確認した。

(8) 興雅が宥快に安流を伝授した際に認めた附法状には「安流の聖教類を)宥快律師に附属せしむるものなり、向後はさらに高野御山より出づべからず」と記されている(『山科安祥寺誌』一〇七頁)。

(9) 『和歌大辞典』には「(本集が)後光厳院<sup>ママ</sup>の叡覽に供して勅撰集に準ぜられ」(四〇頁)とあるが、後光厳帝自らが本集を准勅撰と見なしたというわけではない。

(10) 後円融院が永和元年(一三七五)に下命した新後拾遺集には興雅詠が一首入集しているが(五八七 雑春 本集との関係は不明)、これは、院の父であり、かつは下命の前年に崩御した後光厳院が、(第四章でも採り上げるように)応安四年以降興雅に帰依していたことと關わるかと考えられる。

(11) 本集と同様に東密僧の詠作をもつぱらとした私撰集である『続門葉和歌集』(醍醐報恩院憲淳監修 嘉元三年〔二三〇五〕成立)の釈教部は卷十のみ(神祇部と併せて一卷をなす)で、釈教歌の総数は七九首である。

(12) 良瑜(本集では「權僧正」 残欠本全体では四首入集)や良伊(本集では「僧正」 光譽附法 十一首入集)などのように、太元別当を勤めた高僧(『山科安祥寺誌』九六頁)であっても、西安祥寺の正嫡でない場合は釈教部に入集していない。

(13) 『血脉 興雅記』は「前僧正」とする(七三三丁裏)。

(14) 新編国歌大観本及び続群書類従本の本文では「阿闍梨成恵」とするが、成恵は大僧正であるため、明らかな誤りと分かる。なお拙稿1(下)四頁も参照。

(15) 釈教部巻頭に左註を有する歌を置く歌集の例としては、勅撰では新古今、玉葉、風雅、新拾遺、新続古今を挙げる事ができる(和歌文学会例会での発表時に兼築信行氏よりいただいた御教示に依る)。これらの左註詠



は観音菩薩などの諸尊の歌が中心となるが、伝承的性  
格が強いという点では本集に通ずるところもある。

- (16) 金剛頂経を大日経よりも前に置く配列は、東密小野流  
が金剛界を表、胎藏法を裏とすることに因る（広沢流  
では逆となる）ものと考えられる。なお『密教大辞典』  
「野沢二流」の項（二一八三頁）を参照。

- (17) 『密教大辞典』「戒」の項（一九九～二〇〇頁）を参照。

- (18) この「法華経系月輪観詠」については、山田昭全氏に  
西行詠を用いた説明がある。（『西行の和歌と仏教』八  
五～八六頁）。

- (19) 新編国歌大観本などでは、四六八番歌以降に作者表記  
がないため、四六七番歌の「権律師実厳」が作者と見  
なされることになる。ただ、実厳は元暦二年（一一八五）  
五月十四日に寂しており（『血脈類集記』第五〔真言  
宗全書』第三十九卷）一一九頁及び『安祥寺血脉』十  
一丁表）、たとえば榮西の『興禅護国論』の成立が建久  
九年（一一九八）であること（『岩波仏教辞典』三〇六  
頁）などを考えると、暦仁二年（一二三九）に入寂し  
た成厳（『血脈類集記』第五 一九八頁）を作者とする  
のが妥当と考えられる。

- (20) 『安祥寺血脉』に拠ると、出家後の興雅は観応二年  
（二三五一）に権律師に、延文二年（一三五七）この年  
に隆雅入寂）に権少僧都に任ぜられている（二〇丁裏）。

なお太元阿闍梨に補せられたのは延文五年（一二六〇）  
である。

- (21) 隆雅には入室たる有誉との贈答もあるが、その詞書は  
以下に挙げるように簡素なものとなっている。

有誉僧都童ニテ侍ケル時、愛染王ヲモチタ  
テマツリ侍テ、此尊ヲ哥ニヨメトイヒケルニ  
法印隆雅

クレナキノナミダニ身ヲモソメヌレバアハレミ  
フカキ色ハミユラン（四六〇）

返シ 権少僧都有誉

タノモシトオモヒソメヌルコ、ロサヘコノクレ  
ナキノ色ニミユラン（四六一）

（八一丁裏～八二丁表）

このことから、四三七、四三八番歌が当初からの入集  
であったなら、詞書も同様に簡素なものとなったかと  
考えられるのである。

- (22) 『安祥寺血脉』一六丁表（寛伊）、一七丁表（成恵）を参照。  
(23) ただし、新拾遺和歌集（後光厳院下命 貞治三年  
〔二三六四〕成立）釈教部におけるこの寛伊詠（二五二二）  
も、残欠本と同様に単独で入集している。

- (24) この点については拙稿「東密系釈教歌攷 ―新勅撰集  
釈教部巻頭詠の一解釈―」（『大阪産業大学論集』人文・  
社会科学編 三二二号）二～九頁を参照。



(25) 本来の釈教部卷末詠がたとえば四七〇番歌、すなわち

観念ノ床ニテオモヒツゞケ侍ケル (法印成嚴)

ワガコ、ロタヅネテミレハキハモナシキハナキノリ

ノスガタナリトテ (八三丁裏)

であったならば、それは大日経住心品における「菩提心」悟り「如実知自心」を詠んだものとなるので、本末の対応は「弘法大師の最初の悉地を詠んだ歌で始まり、密教の目指すところ（「悟り」）を詠んだ歌で終わる」というものとなる。

(26) 『密教大辞典』「血脈」の項(四四九～四五〇頁)を参照。

(27) 林山氏前掲論文では『実語鈔』の成立時期について「康暦二年(一三八〇)、宥快が四〇歳以降のことであったのではないかと推測できる」としている(五〇頁)。

(28) 『密教大辞典』「宥快」の項がこの御製について「：明德三年高弟宥信と共に後円融上皇平松の新御所に伺候して鎮座法を行ひ、上皇の叡感を忝し」た上で賜ったものと記すことに拠った(二一九二頁)。なおこの贈答以外の宥快に関する和歌としては、臨終の際(応永二十三年七月十七日)に高野明神が詠んだとせられる「かりそめのくもがくれとはおもへどもみへねばをしきやまのはのつき」を挙げる事ができる(『安祥寺血脈』(二二丁表裏)。また『安祥寺血脈』は「太上皇の和歌」と「神歌」とが「触れて世に唱はる」(二二丁表)と記

して、そのことから、宥快の名声がこれらの歌によって広がったということも知られるのである。

(29) 註2の平氏論文 七頁を参照。

(30) 『安祥寺血脈』二〇丁裏に拠った。

(31) 以上の仮説に基づいて本集が実際には活用せられなかった理由を考えると、応永年間以降の宥快が南山教学の発展(「応永の大成」)をもっぱらとしたことや、宥快入寂後の安流の太元別当職に関わる運動がおもに西安祥寺や石動山天平寺(能登国)などでなされていたことなどを挙げる事ができる。なお註2の鐫木氏論文七七～九四頁も参照。

※資料からの引用に際し、一部私に濁点、句読点を附し、漢字表記を通行の字体に改めた。

(追) 本稿は令和元年十二月二十一日に開催せられた和歌文学会東京例会(於 二松学舎大学)で行った口頭発表「安撰和歌集釈教部の検討」における発表内容の一部を文章化したものである。なお末筆ながら、席上御教示を賜った先生方に、この場を借りて御礼を申し上げます。